

広報 ひろさき



No.318

消費税率の改定に伴い使用料等が変わります

令和元年10月1日から消費税（消費税・地方消費税）率が改定されることに伴い、市の施設の使用料等が変わります。消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられることにより、電気料、燃料費等の施設管理にかかる経費が増加することから、消費税率引き上げ分を転嫁して使用料等を改定し、特定の行政サービスを利用する人に応分の負担をお願いすることになりました。利用者の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。



使用料改定 Q & A

Q. どんな使用料等が改定されるのですか？

A. 2・3ページに掲載する施設の使用料等です。市営住宅使用料、戸籍の謄抄本等交付手数料、各種証明手数料、老人福祉センター使用料などは非課税ですので、改定の対象となりません。

Q. 改定後の額はどうやって決めたのですか？

A. 現行の額をもとに消費税引き上げ分を上乗せしています。

Q. 改定後の額は、何円単位ですか？

A. 現行の額が10円単位のものは、10円未満の端数を切り捨て、改定後も10円単位としています。ただし、現行の額が1円単位のものは、1円未満の端数を切り捨て、改定後も1円単位としています。

Q. 使用料等の改定はいつから適用されますか？

A. 令和元年10月1日以後の使用にかかる分から、改定後の額となります（下表参照）。

使用申請・使用許可、使用料納入の日にかかわらず

使用日	使用料等の額
9月30日まで	改定前の額
10月1日以後	改定後の額

〈例〉…令和元年10月1日以後に使用する場合は、9月中までに使用申請し、使用許可を受け、使用料を納入しても改定後の額となります。差額の納入方法は施設によって異なります。

・放置自転車等の撤去・保管に要した費用について

ては、令和元年10月1日以後に返還するものから改定後の額となります。

・弘前文化センター駐車場、弘前市役所駐車場の使用について、9月30日から10月1日にかけての夜間駐車料金は、改定前の額となります（その後引き続き利用する分は、改定後の額）。

・宿泊できる施設の利用については、9月30日に宿泊する場合は改定前の額となります（その後引き続き宿泊する分は、改定後の額）。

Q. 購入済みの定期券は使えますか？

A. 令和元年10月1日より前に購入済みの定期券、通年券、共通券などは、そのまま使用できます。

・弘前駅中央口駐輪場について、8月～9月に購入した3カ月定期券は、そのまま使用できます（定期券の使用期間は、購入日にかかわらず月の初日が開始日となっていますので、購入時にご注意ください）。

・弘前城および弘前城植物園等の通年券、共通券は、10月1日より前に有効期間が開始しているものは、そのまま使用できます。

Q. 購入済みの回数券は使えますか？

A. 令和元年10月1日より前に購入しているプールの回数券のように、1シーズンに限るなどの制限がないものは、10月1日以後も未使用分を差額の支払いなしで使用することができます。

■問い合わせ先 各施設または担当課（2・3ページ表参照）へ。



「広報ひろさき」録音版の配布を希望する人は、障がい福祉課（☎40-7036）まで。



「広報ひろさき」をアプリで読めます！
「マチイロ」で検索（iOS・Android対応）



弘前市誕生
130周年

